

これまでの議論の概要

■ 合意がなされた部分

1. 雇入時の健康診断（則第43条）

背景：労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断における胸部エックス線検査は結核も含めて胸部疾患の診断に役立つものであり、労働者の適正配置、入職後の健康管理に資するために、事業者による実施を義務づけているものである。

結論：従来どおり、胸部エックス線検査を一律に**実施**すべきである。

2. 海外派遣労働者の健康診断（則第45条の2）

背景：海外において疾病の増悪や新たな疾病の発症があると、職場環境、日常生活環境、医療事情等が異なる面が多いため、医療をはじめとして様々な負担を労働者に強いることとなる。このため、労働安全衛生法では、海外に派遣する労働者の健康状態の適切な判断及び派遣中の労働者の健康管理に資するため、派遣前の健康診断の実施を事業者による義務づけている。

また、海外勤務を終了した労働者を国内勤務に就かせる場合の就業上の配慮を行うとともに、その後の健康管理に資するため、帰国後の健康診断の実施も事業者による義務づけている。

結論：海外派遣労働者の健康診断における胸部エックス線検査は胸部疾患の診断に役立つものであり、海外に派遣する労働者及び帰国後の労働者の健康管理等のために事業者による実施を義務づけているものであるため、従来どおり、胸部エックス線検査を一律に**実施**すべきである。

3. 結核健康診断（則第46条）

背景：改正前の結核予防法では、原則としてすべての労働者に対して、年2回の結核健康診断（2回目は、結核発病のおそれがあると診断された者に対してのみ実施）の実施を事業者による義務づけていたが、改正後は、学校、医療施設、福祉施設等において業務に従事する者に対して、年1回の実施を事業者による義務づけている。

結論：現行の労働安全衛生法では、改正前の結核予防法を踏まえ、定期健康診断等において、結核発病のおそれがあると診断された者に対する6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施を事業者による義務づけているが、結核予防法において、医療機関への受診を前提として、結核発病のおそれがあると診断された者に対する6ヶ月後の胸部エックス線検査等の実施に係る規定が廃止された

ため、労働安全衛生法においても、同趣旨の規定を廃止すべきである。

健康診断の結果、結核の発病のおそれがある者については、確実に医療機関を受診するよう事業者は配慮すべきである。

4. じん肺法に基づくじん肺健康診断（じん肺法第8条等）

背景：じん肺の有所見者における合併症の一つとして肺結核が上げられているがじん肺有所見者における結核の罹患率は、結核の罹患率が減少した現在においても、高い状況にある。これらの現状や結核予防法の改正の方向性を踏まえて、今後のじん肺における胸部エックス線検査の実施方法をどのようにしていくべきか、見直して検討を行うことが必要。

結論：じん肺に関する胸部エックス線撮影を行うのであれば、じん肺の所見だけでなく、肺結核、肺がんなども念頭に検査をしていることから、レントゲン検査の頻度は毎年実施することが必要。

ただし、全ての管理区分で直接撮影での実施が必要か等の検査手法について、および実施義務をじん肺法、安衛法のどちらを法律で義務づけるのかについては、今後検討。

■ 検討中の部分

1. 定期健康診断（則第44条）（特定業務従事者の健康診断（則第45条）を含む。）

（1）結核対策として

- 結核予防法の改正は、厚生科学審議会感染症分科会結核部会で十分な審議がなされ、その結論に基づいて行われているため、本検討会では、結核対策については、基本的には、結核予防法の改正内容に基づき対応することとし、結核対策以外を目的とする胸部エックス線検査等のあり方について検討する。
- 結核予防法にも、結核のハイリスクについて規定があるが。安衛法における事業場の結核対策として、十分であるかどうかの評価は、この検討会で検討が必要。
- 住民健診との枠組みから、ハイリスク者の選定の方法は、市町村が独自にリスクを判断して健診の指示をするという仕組みとなっているが、事業場の結核対策として実施して行くには、自分の事業場や、労働者の中でリスクが高いと判断した産業医がいた場合に、それを事業者に対してきちんと提言する仕組みを残していくべきではないか。

- 短期的には肺結核の罹患率が、ここ数年再び上昇してきており、結核に関しては日本は先進国ではない。特に職域においては外国人労働者の増加や、免疫力の弱い若年の短期雇用労働者が増すなどの社会的背景があり、肺結核の感染源の存在が無視できない。肺結核の潜伏期間も考慮すると、定期健康診断の胸部エックス線検査の存続がますます重要ではないか。
- 結核については、結核予防法の改正は厚生科学審議会感染症分科会結核部会で十分審議がされているとされているが、「結核対策の包括的見直しに関する提言」と改正の内容が合っていないのではないか。
- 肺結核は感染と発病が別であり、診断までの間に非常に長い時間がかかることも多いことから、雇入時の健康診断だけでは対応できないのではないか。
- 平成 16 年 4 月 22 日に参議院の厚生労働委員会附帯決議に「企業の健康診断の対象外とされがちな非正規労働者が増加している状況に鑑み、これらの者への結核に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健康診断の実施等が図られるような方策を検討すること」とされていることから、非正規労働者に対する健康診断の実施を含め総合的な対策を充実させるべきではないか。

(2) 肺がん対策として

(安衛法として肺がん検診等のがん検診を実施することについて)

- 労働安全衛生法では、発がん性を有する有害物を取扱う業務に従事する労働者に対しては、事業者が特殊健康診断として、がん検診の実施を義務づけており、当該労働者以外については、業務起因性等が認められないことから、事業者が一般健康診断において、大腸がん検診、乳がん検診等のがん検診の実施を義務づけていない。
- 主に結核対策として、胸部エックス線検査を実施していく中で、たまたま肺がんが発見されることもあるが、労働安全衛生法に基づく一般健康診断では、肺がん対策を目的としてきたわけではない。
- 業務起因性、作業関連性等が認められない肺がんを対象疾病として、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等において、事業者が胸部エックス線検査等の実施を義務づけることはできないのではないか。
- 実態として、今の職場環境や事業者による労働者の健康管理の観点の中には悪性腫瘍なども入っており、健診をやる意味は、安衛法の健康診断が制定された時と変わってきている部分もあり、見直す必要があるのではないか。

- 労働者に老人保健法に基づく健診を受ける権利があるからといって、かなりの部分、職域の健診で一般的な健康管理を期待しており、実態として肺がんについても実施しており、一定の考慮をする必要はあるのではないか。
- 事業者や健康保険組合等が保健事業として、職域でがん検診を行っている場合もある。
- 肺がんについて、基本的には安衛法自身が、一般的ながん検診は職業起因性となじまないのではないかという意見がありましたが、この議論はあとに残しておきたい。
- 肺がんの疾患の発症について、労働環境は関係ないと言われていているが、WHOの作業関連疾患の問題行動の中に「喫煙」が入っている。喫煙は呼吸器疾患、虚血性心疾患などいろいろな疾患との関連があり、労働環境における受動喫煙については、呼吸器の疾患、特にがん、閉塞性の肺疾患の原因である喫煙への対策が十分でなく、安衛法に基づく健康診断の目的として合致するのではないか。
- 労働環境の中における喫煙というのは、本人の問題行動としての労働との関連性という問題と受動喫煙的な問題も含めてであり、ひとつの労働環境との関連性を考慮すべきではないか。特に喫煙との関係で肺がんに関しては、乳がん、胃がんあるいは大腸がんといったような他のがん腫とは、職業環境との絡みにおいては、差別化し得るのではないか。

(肺がん検診の有用性等について)

- 肺がん対策としての胸部エックス線検査の有効性については、現在、評価が分かれており、十分な有効性が確立しているわけではない。
- 肺がん検診の有効性については、わが国の複数の研究論文が採用され、国際的に胸部エックス線検査の有効性が再評価されている。また、1回の胸部エックス線検査で受診者が受ける被ばく線量は、年間の自然放射線を大きく下回っており有害性は低い。
- 胸部エックス線検査の方法に関して言えば、間接法の技術も近年向上してきており、直接法より劣るというエビデンスはないのではないか。
- 現在の胸部エックス線検査の方法ではCT検査等と比較して肺がん等の見落としがあるという事については、胸部レントゲンとCT検査とは自ずと発見率は違うことから、集団検診の一定の限界である。従って、これらに対して

は、受診者への十分な説明をした上で、検査を継続するべきではないか。

- 胸部エックス線検査の必要性は感度、特異度のみの面から、CTと対比すべきものではない。さらに、胸部エックス線検査は一つの検査で、胸部全体の概要を知り得る簡便で安価なものとして定着している検査法であり、有効性が低いとする根拠はない。事実、人間ドック等でも胸部エックス線検査はCTと共に活用されており、その役割は異なるのではないか。

(3) 結核、肺がん以外の疾病の対策として

- 一般的な呼吸器疾患のスクリーニングとしての胸部エックス線検査は、1. 有用性、あるいは有効性といったような科学的な観点、2. 国民の健康確保の観点から検討した上で、最終的には、3. それを労働安全衛生法として取り扱うことが妥当か、という観点で検討する必要があるのではないか。
- 安衛法の健診で結核、肺がん以外の疾病については、1. 業務起因性・作業関連性、2. 業務起因性は明確でないが労働することによって増悪する可能性、3. 健康診断としての胸部エックス線検査等の有効性等を考慮して事業者が胸部エックス線検査等の実施を義務づける必要性を検討する必要がある。
- 一律に実施しない場合には、未規制の物質を取り扱う等の有害性がはっきりしない業務に従事している労働者等については、業務歴、年齢、生活歴等を考慮して、医師の判断により、胸部エックス線検査を実施できるようにしておくことが必要ではないか。
- ある作業が一定確率である疾患を引き起こす業務起因性のある疾患については、特殊健康診断で、ある作業がある疾患を引き起こすというわけではないが、作業に従事することによって増悪する可能性の強い疾患、いわゆる作業関連疾患については、定期健康診断で事業者が義務づけるとの立場をとっているのではないか。
- 胸部エックス線検査の見直しの必要性に関する行政側の論点として掲げられている「労働安全衛生法では、主に結核対策として、原則としてすべての労働者に対し、胸部エックス線検査等の実施を義務づけている」との見解は立法当初のものであり、今日では胸部エックス線検査によるスクリーニング対象疾患は非常に多種に及んでいるのではないか。
- 健診としては、まず見つけるべきものを確実に見つけるということが前提。病気が見つかって良かったというメリットもあるが、病気が見逃されて発見

が遅れたとのデメリット考慮する必要がある。

- 特殊健診における胸部エックス線検査においては、有用性に関する具体的なデータがあり、検査をすればするほどいいわけではない。検査をするほど放射線を浴びるなどのいろいろな問題があることが指摘されており、リスク・ベネフィットの問題で細かい計算等もその中でなされているので、それらを踏まえて検討をするべきではないか。
- 胸部エックス線検査とエックス線被ばくによるベネフィットとリスクを考えたとき、エックス線被ばくによるデメリットが強調される傾向があるが、未だに議論されている分野であり結論は出ていないのではないか。
- 胸部エックス線検査は様々な胸部疾患を検出できる、それらを定量的に評価することは確かに困難であるが、必ずしも個別の疾患をターゲットとしてスクリーニングをする意味がないということにはならないのではないか。
- これまで、一律に胸部エックス線検査を実施してきた結果、有所見率は高く、様々な所見、疾病が認められている（平成16年の有所見率3.6%）。
- 有識者に対して行った全衛連のアンケートによると「胸部エックス線は結核を含め、胸部疾患の診断に役立つ」との意見が多かっただけでなく、循環器疾患等の疾患の発見にも役立っているとの意見も多く、胸部エックス線検査を現行どおり存続すべきとの意見が多かった。
- 結核と肺がんを除く胸部エックス線検査で発見される所見、疾病のほとんどが、特異性が高くない、治療の必要性が乏しい、自覚症状の方が先に出現する等の理由により、検診を実施して発見する意義に乏しいものではないか。
- 胸部エックス線検査が、労働安全衛生法において呼吸器系疾患を対象とする唯一の検査であることから、労働者の呼吸器疾患の早期発見と予防のために、一定年齢以上及び喫煙者に限定した胸部エックス線検査や時代に即した積極的な施策への転換などの検討が必要ではないか。
- より多くの健診項目を全国民に対して実施するべきであるという事を前提としても、住民健診においては、多くの種類の検診を受ける機会を提供し、健診の受診の義務はない。従って、検討するべきことは安衛法においても健診項目を義務とか罰則が付くようなものとして採用するかどうかではないか。
- 省略できる健診項目として、貧血検査、肝機能検査と同様、胸部エックス線

検査も考えられるのではないか。

- 科学的論議でやった場合、医療あるいは検査のかなりのものが有用性なしと判定されるおそれがあり、単に発見率が多いか少ないかで議論すべきでない。これからはいかに人間に対して愛情をもって見るか。労働者をどうやって愛情をもって見るか。だんだん減るとはいえ 6,000 万人の労働者の健康を守ることが、日本国民の健康を維持する上にどれだけ大切なことかということをもっとよく考えるべきではないか。
- 高額な費用が健診にかかることが問題であるという発言があるが、これは経済的な問題で健診とは別の問題。その様な問題があるというのであれば、その費用は国が何とかすればいいのではないか。つまり事業者が費用負担をするという意識がどこかにあり、それが問題なのではないか。ここで議論すべきは、日本国民の健康をどうやって維持していくかということが問題であって、ほかのことは考えるべきではない。
- 労働安全衛生法に定める定期健康診断は、労働条件の一つとなっている側面があり、結核予防法が改正されたからといって、直ちに健康診断の胸部エックス線検査を廃止する必要はないのではないか。
- 事業者には、定期健康診断を実施する義務があり、健康診断の胸部エックス線検査の「実施義務」を除くことは、「受診の権利」を奪うことになるのではないか。
- アスベストの問題が社会問題になっているような時期に健康診断の胸部エックス線を廃止、縮小することは不適切ではないか。